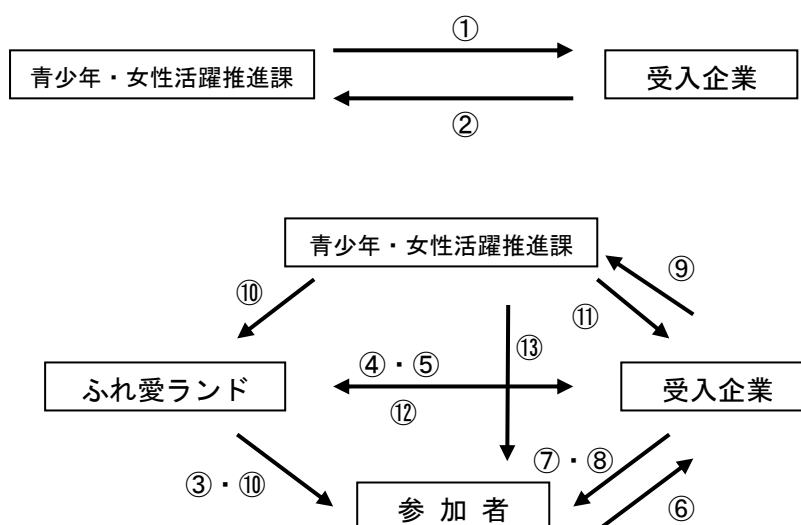


## 福山市青少年育成自立支援事業就労支援プログラム

### 1 趣旨

社会体験活動プログラムに参加し、徐々にではあるが自分に少し自信がついた今、就職に向けての前段階として、職場体験にトライしよう。

### 2 イメージ



#### 受入企業募集

- ①依頼（別途，広報含む）
- ②受け入れ承諾【様式1】

#### 職場体験

- ③打診
- ④調整
- ⑤事前面接
- ⑥事前面接・職場体験申込書
- ⑦体験
- ⑧指導・助言
- ⑨報告書兼請求書【様式3】
- ⑩本人へのフィードバック
- ⑪協力金支払い
- ⑫連携
- ⑬費用弁償

### 3 要項

#### (1) コース及び費用弁償

【1日体験コース】 2,000円

【複数日体験コース】 2,000円に日数を乗じた金額

※ 1日とは、常用勤務者と同時間とし、8時間以内とする。また、別途、休憩・休憩時間を確保する。

※ 複数日は、10日を限度とする。

※ 複数日の体験については、連続を基本とするが、体験日数に2を乗じた日数の範囲内まで可能とする。

※ 参加者は同一企業で同コースは1度のみとする。

※ 但し、受け入れ企業からの謝金がある場合は、市からの費用弁償はないものとする。

## (2) 手続き

- ① 職場体験申し込み書（様式2）をふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課へ提出。
- ② ふれ愛ランド職員もしくは青少年・女性活躍推進課職員とともに、受け入れ企業に事前面接（職場体験申し込み書を提出）。
- ③ 職場体験（指導・助言をよく聞き、真剣に取り組んでください）。
- ④ 謝金受け取り（印鑑の持参や振込先を支持される場合があります）。
- ⑤ ふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課にて受け入れ企業からの報告書の聞き取り。
- ⑥ 万一、途中で止める場合や受け入れ企業からの解除の申し立てがあった場合は、すぐふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課へ報告し、指示に従うこと。
- ⑦ 職場体験期間中、就業開始時間に遅れそうな場合は、受け入れ企業にすぐに連絡し、ふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課にも連絡すること。
- ⑧ 職場体験期間中に体調が悪くなった場合は、すぐに受け入れ企業の担当者に報告し、指示に従うこと。また、ふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課にも報告すること。

※職場体験をすることが決定した場合は、青少年・女性活躍推進課に支払相手方登録書（振込口座の登録）を提出すること。

## 4 心構え

- (1) 体験させていただいている感謝の気持ちを持つこと。
- (2) 服装・言葉遣いなど、働くのに相応しい格好や態度に努めること。
- (3) 分からないことは、受け入れ企業やふれ愛ランドもしくは青少年・女性活躍推進課に問い合わせること。双方ともに、皆さんの状況や将来に理解がある人と思ってください。
- (4) ハローワークが行うトライアル雇用とは違うため、今回の職場体験がその後の常用雇用につながるものではありません。したがって、勝手に受け入れ企業に雇用の打診をしないこと。

**【運営主体】**（公財）福山市スポーツ協会 青少年育成課 **【ふれ愛ランド】**

〒720-0843 福山市赤坂町赤坂甲545番地

電話 084-952-1177

**【実施主体】**福山市 市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課

〒720-0067 福山市西町1丁目1番1号

電話084-928-1046

